

## 第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

### 1 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係

#### **【廃止】（申告に係るその控除を受けるべき金額）**

42の4(3)-4 措置法第42条の4第14項及び第15項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」とは、申告書に記載された控除税額そのものをいうのではなく、当該申告書に記載された事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額をいう。したがって、所得金額の更正により法人税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該正当額に限られることに留意する。

#### **【解説】**

- 1 廃止前の本通達（旧措通42の4(3)-4）においては、平成23年12月の税制改正前の措置法第42条の4第14項及び第15項のように、法人税額の特別控除の限度額について「当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限る」と規定されている場合には、確定申告書等に記載された金額が絶対的な控除の限度額とされるのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合の正当額が控除の限度額とされ、当該正当額が控除されるべき金額として記載された金額を超えるときには、その超える部分の金額については、更正等に際して控除を受けることができる一方、所得金額の更正により法人税の額が増加することとなった場合であっても、これにより当該正当額が増加するものではないことから、この場合に控除を受けることができる金額は、その正当額に限られることを留意的に明らかにしていた。
- 2 同税制改正により、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における特別控除税額について、確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額は、たとえ、事後に記載漏れが判明したとしても増額することはできないが、これらの金額以外の金額（法人税額や平均売上金額を計算する上での売上金額など）に変更がある場合には、変更後の金額により控除を受ける金額を再計算し、修正申告や更正の請求によってその金額を是正して特別控除税額を増加させることができることとされたことから、本通達は廃止することとした。
- 3 また、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度など、同様の取扱いを定めているものについても併せて廃止することとした。